

# 一般質問の概要

令和8年第1回 二宮町議会定例会

○3月5日（木）午前9時30分～

（野地洋正、古谷健司、岡田幸次郎、小笠原陶子 各議員）

○3月6日（金）午前9時30分～

（松崎健、浜井直彦、前田憲一郎 各議員）

※質問日及び質問の順番は、2月20日の議会運営委員会で決定となりますので、変更となる場合があります。

※両日とも2番目以降の質問開始時刻は、直前の質問終了後となります。

No	質問予定議員	質問概要
1	野地 洋正 議員	<p>「地域資源循環型活用施設」とは何か (放映件名：温水プールはどう活用される)</p> <p>今定例会に「二宮町地域資源循環型活用施設条例制定」「指定管理者の指定」と耳慣れない議案が提出された。総務建設経済常任委員会の審査を経たのち、2月27日の本会議にて可否が判断されることとなる。</p> <p>令和7年度施政方針にもそのような方針はなく、昨年12月の議会全員協議会で突然示された言葉であり、あれよあれよと進んだ感があり、この数カ月間に何が起こったのだろうか。委員会および本会議において十分審査、審議が行われるわけではあるが、内容を理解している町民はほとんどおらず、1月31日緑が丘で開催された地元説明会に参加した一部の人に過ぎないのが現状である。</p> <p>議会の判断が可となるか、否となるかは分からないが、町は何をしたいのか、なぜこのような流れとなったのか、旧温水プールはどうなるのか、財政負担はどうなるのか…等々、広く説明する必要がある。本来であれば、議案提出の前に、町民のコンセンサスを取らなければならないはずの事案であるのだが、何か理由があったのだろう。</p> <p>したがって、疑問の解消に加え、町民に広く情報提供する良き機会と捉え今回の一般質問のテーマとした。</p> <p>何も知らない町民への説明と思って丁寧なる答弁をお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 地域資源循環型活用施設とは、設置する理由は</li><li>2. 指定管理とは、設置する理由は</li><li>3. 指定管理者の概要</li><li>4. 施設内外の状況、周辺への影響、今後の動向は</li><li>5. 財政への影響、今後の見通しは</li></ol>

持続可能な行財政運営を進めていくための、歳入の確保について  
(放映件名：ふるさと納税とクラウドファンディング等)

歳入における自治体の根幹は地方税である。しかし人口が増えない現状では地方税が減っていくばかりで、増収に転じることは極めて困難である。二宮町は、ベッドタウンとして成長してきた町のため、法人税収入が大変低く、財政力を示す財政力指数も令和6年度は0.621。33市町村中29番という下から5番目という低い順位である。何とかして、しっかりと歳入を確保していかなければいけない。

(1)そこで、自主財源の柱として「ふるさと納税」を戦略的に活用すべきである。令和6年度の実績によれば、二宮町への寄附による実質的な利益が191万円に留まる一方、町民が他自治体へ寄附したことによる流出額は9,600万円に達している。交付税措置として7,200万円補填されるが、それでも約2,200万円もの住民税が失われている計算である。令和6年度実績において、このふるさと納税収支状況は、神奈川県内のすべての自治体の内で最下位という極めて深刻な結果である。この現状を打開し、いかにしてふるさと納税を盛り上げていくかについて、次の質問を行う。

- 1、令和7年度の財政力指数はどうなりそうか。(通常2026年7月頃、総務省発表)
- 2、「広報にのみや令和8年1月号」で、二宮ブランドに新たに7品が認定されていたが、ふるさと納税の返礼品はどのような品を増やせたか。
- 3、売れ筋の返礼品同士を組み合わせるなど、魅力あるパッケージ化やラインナップの強化は検討しているか。
- 4、全国的ニーズが高まっている「体験型」のふるさと納税が多くなってきているようだが、二宮町での導入案はあるか。既に行われている地引網と何か組み合わせられないか。
- 5、旧温水プールでこれから企業が養殖していくウニは、地場産品として将来二宮町のふるさと納税になり得るか。
- 6、「経費負担の少ないふるさと納税」事業はできないか。役目を終えた雛人形を供養してくれるふるさと納税を徳島県勝浦町で行なっている。二宮町でもこうした「経費負担の少ないふるさと納税」を検討できないか。
- 7、合同資源様より、100万円の企業版ふるさと納税をいただいたが、このような企業版ふるさと納税をもっと増やしていけないか。

(2)クラウドファンディングで、寄付を募集していかないか。  
新庁舎建設を名目として、ふるさと納税型クラウドファンディング(ガバメントクラウドファンディング:GCF)の活用を行っている自治体が、国分寺市、府中市、大泉町(群馬県)、東秩父村(埼玉県)、白川町(岐阜県)等数多くあるが、二宮町でもぜひ導入すべきである。そこで、次の質問をおこなう。

- 8、新庁舎における指定寄附を促進するため、一定額以上の寄附をした個人・団体の名前を新庁舎の壁面や銘板に刻むなどの「目に見える形での感謝」を仕組み化しないか。寄附の証が形として残ることは、寄附者の意欲を高める強力な動機付けとなる。
- 9、納税寄付者の名前を広場の歩道ブロック(御影石)に刻印するプロジェクトは他の自治体でも人気だが、新庁舎やラディアン周辺の開発において、こうした市民参加型の仕組みを採用できないか。
- 10、公立の小・中学校の施設の整備を計画的に推進するため、茅ヶ崎市では、「茅ヶ崎市学校施設整備基金」を設置している。二宮町でも「二宮小学校等の改修」や「義務教育施設の充実」といった項目を設け、寄せられた寄付金を基

2

古谷 健司  
議員

金に積み立てる運用を行うべきである。また基金の積立根拠となる「基金条例」に寄付金に関する規定を設けて運用しないか。

(3)都市計画税を導入して、地方債の返済等に充ててはどうか。

二宮町の都市計画税の導入は、町の長期的な財政の健全化、将来の世代への責任、受益者負担の原則という複数の観点からメリットがある。道路、公園、下水道などの都市計画事業は長期プロジェクトであり、二宮町でも過去に多額の地方債を発行してきた。これらの負債を、目的税である都市計画税で確実に償還することで、一般会計（税収全体）を圧迫せず、将来の世代に借金返済の負担を過度に残さないように出来る。そこで、次の質問をおこなう。

- 1 1、二宮町で仮に都市計画税を0.3%で課税すると、歳入はいくらになるのか。
- 1 2、地方自治体には、都市基盤整備の責任を果たすために、都市計画税を徴収し、それを過去の借金（地方債）の返済に充てる必要性あると考える。実際に、都市計画税を地方債の返済（償還）、過去に建設したインフラの債務返済に充てる割合が高まっている。自治体は、事業実施年度に多額の費用を賄うために地方債を発行する。この「ツケ」を将来の世代に回すことなく、事業の恩恵を受ける期間にわたって公平に費用を負担していく仕組みとして、目的税である都市計画税の活用は必要だと考えるがどうか。
- 1 3、地方債償還費の一般会計分、下水道事業会計分の現在額は。そして、毎年いくら償還し、返済終了までに何年かかる計画か。
- 1 4、下記の都市施設等の整備方針は、「二宮町都市計画マスタープラン【概要版】」の「6. 実現化の方策」という章の中の「②都市施設等の整備方針」に6項目記載されている。これらは「都市計画事業」に該当し、都市計画法に基づく「都市施設の整備」や「土地地区画整理事業」に直結するため、都市計画税の使途として認められると考える。

具体的には、

- ①二宮駅周辺・北口の整備：駅前広場や交通結節点（ロータリー等）の整備。
- ②都市計画道路の検討・整備：「二宮駅南口線」「海岸中里線」といった都市計画道路の建設や改良。
- ③土地地区画整理事業：「海岸地帯土地地区画整理事業」の見直しや実施。
- ④公園の整備：「吾妻山公園」「ラディアン花の丘公園」といった都市公園のバリアフリー化、リニューアル、防災機能強化。
- ⑤葛川のネットワーク整備：川沿いの緑地保全や遊歩道（都市計画緑地や広場）の整備。

この都市計画税の対象となると考える事業を、都市計画税なしですべて終わらせるのに、どのくらいかかるのか。また、都市計画税を徴収してこれに使用したら、どのくらい早くこの都市計画事業が完成するのか。

- 1 5、近隣市町村はほとんどが都市計画税を課税しており、その税率は、下記の通りだが、財源が不足している二宮町において今後、導入を検討する考えはないか。

市町村名	都市計画税の税率	市町村名	都市計画税の税率
平塚市	0.2%	大磯町	課税していない
小田原市	0.2%	中井町	課税していない
秦野市	0.25%	大井町	課税していない
茅ヶ崎市	0.3%	松田町	課税していない
厚木市	0.2%	山北町	課税していない
葉山町	0.3%	真鶴町	課税していない
寒川町	0.2%	湯河原町	0.25%
愛川町	0.2%	二宮町	課税していない

若手職員による横領事案の進捗状況について

－ 再発防止と職員支援の両面から －

(放映件名：再発防止と歯止の検証はできているか?)

今回取り上げるのは、役場の職場内において若者による重大な横領事案が発生した件についてです。役場という行政の内部空間で起きた不祥事は、住民の皆さまの信頼を大きく揺るがすものであり、行政としても議会としても、極めて重く受け止める必要があります。本件は、単なる個人の問題として片づけることはできません。

内部統制のあり方、職員の管理体制、金品の保管方法、職場環境、若手職員支援の仕組み、そして過去の事案からの学びが十分に活かされていたかという歯止めの状況等、複数の観点から丁寧な検証と確かな改善をして、再発防止につなげ、町民の皆さまの信頼を取り戻していくことが急務であり重要だと考えます。

以下の視点を中心に質問します。

1. 事案の概要と行政の認識について
  - ・受け止めや町民説明などの対応。
2. 内部統制・管理体制の検証について
  - ・内部監査など、内部統制の観点から検証の現状と改善の余地。
3. 過去5年間の事案内容（事務ミス含む）とその指摘された課題と再発防止策及び現在の進捗状況について
4. 職場環境・若手職員支援の体制について
  - ・職場内で不正に至った背景の分析結果と課題、体制の強化の考え。
5. 再発防止策の実効性と今後の取り組み及び組織の信頼回復策について
  - ・短期的な対策と、中長期的に取り組むべき対策の進捗管理や町民への示し方。

3

岡田 幸次郎  
議員

通いの場をもっと魅力的なものにしていくための方策を問う。  
(放映件名：通いの場をもっと魅力的なものに)

二宮町の通いの場は平成29年度から実施された。  
初めは町も町民も戸惑いながら、各地区社協部会が慣れない中、なんとか形  
作ろうと必死で取り組んだことを覚えている。  
通いの場の役割は大きく、個人の健康増進だけではなく、地域のコミュニ  
ティの醸成に大きな役割を果たしているのは明確である。  
現在9年目となり、参加者も高齢化し地域によっては参加者が少なくなっ  
ている。  
今後の魅力アップのために課題解決などを問う。

1. 各地区社協の参加状況の推移はデータで出ているが、どのような状況か。また、実態把握のアンケート調査はしているか。
2. 各地区社協では独自事業を実施し、楽しく集える仕組みを考えて実施しているが、その情報の共有化が一部しかできていない。対策はリアルな交流や合同会議の実施などが必要と考えるがどうか。
3. 通いの場の運営にICTの活用も有効だ。スマホの所持者も増え、その使い方の講座も通いの場で実施している。であるから、自宅に居ても交流できるオンラインの通いの場も同時並行ですすめたい。すでに実施している自治体があるので参考にしてはどうか。
4. 通いの場も始まって10年近くになる。リーダーは高齢化しているところも多い。運営の向上のために各地区社協のリーダーに対してや、新人発掘のために養成講座の実施を望むがどうか。
5. ある地区では足や身体の弱い方の送迎をしている地区があるが、町も側面支援をしてほしい。中井町は社協の車でボランティアが送迎しているが、町はどうか。
6. 町主催の福祉有償運送サービスの受講者は約60名となった。実業に結び付けたくて受講する方のほかに、人々の役に立ちたいからと受講する方もある。ボランティアなどの活動していただくための働きかけはどのようにしているのか。

4

小笠原 陶子  
議員

**既存施設の維持管理に対する町長の姿勢等**  
(放映件名：既存施設の維持管理に対する町長の姿勢等)

村田町政は新庁舎建設を推進する一方で、既存施設の維持管理が杜撰であるとして、その姿勢を昨年一年間質してまいりました。とりわけ建築基準法12条点検を巡る不誠実な対応とその結果もたらされた施設の劣化に関しては反省の弁はあるものの今後の対応を巡っての消極的な姿勢は看過できません。また、JACCAにより「地震により天井崩落の可能性が高い」との評価が2020年に下されたラディアン特定天井を巡っては、未だにその危険性を利用者に周知せず対策も講じていない点を指摘したうえで対応を求めるも、答えになっていない答弁に終始しています。この問題だけに、いつまでも関わっている訳にも行かないので、要旨1並びに要旨2について町長答弁を求めるとともに、要旨3,4において積み残されている課題について答弁を求め、一つの区切りとしたいと思います。

要旨1 新庁舎完成後に実施されることになる建築基準法12条点検の結果を真摯に受け、しっかりと対応することはもとより、意識改革を行ったうえで維持管理を行っていく意思是町長にあるか。

要旨2 ラディアン特定天井のJACCAによる評価結果を受けて、改修を前倒しで直ちに行うか、物理的安全策を講ずるべきと考える。これらが困難な場合は最低でも利用者に対しJACCAの評価結果を周知すべきと考えるか、いかがか。

要旨3 これまでの既存施設の維持管理に関わる質疑を通して、執行者側が対応を約束した事項はすべて対応を完了しているか。すでに廃止されている温水プールの看板が未だに撤去されていないようだが。

要旨4 温水プールが利用されていた時代、当初消毒はオゾンにより行われていたが、何らかの不具合により塩素消毒に変更になったと聞いている。このような事実があるとすればその経緯の説明並びに消毒方法の変更に伴い求められる必要な対応をとったか。

5

松崎 健  
議員

## 教育年数と認知症リスクの因果関係を周知すべき

(放映件名：教育年数と認知症リスクの因果関係周知を)

令和7年6月定例会におきまして、フリースクールを巡る支援制度の創設に関する請願が上程され採択されました。学校に通えない子供たちに居場所を提供すること自体、歓迎すべきことと考えますが、学校に行かずにフリースクールに通うことにより教育機会は減少しています。最近の研究で教育年数と高齢者の認知症リスクとの関連が報告されています(認知症リスクは教育年数6年未満で男性34%、女性21%増 ~所得・最長職に比べ教育年数が最も強い関連~ SOMPO リスクマネジメント、千葉大学 Press Release No.193-19-27 2019年11月発行)。このことから私は問題提起の意味を込めて、フリースクールへの助成に合わせて、教育機会を担保する必要があるとして、請願には反対させて戴きました。請願の採択を受けて今後二宮町でも補助制度の利用によりフリースクールへの敷居は低くなり、より多くの児童生徒が気軽に利用できるようになると思います。然しながらそれにより教育機会が失われることはあってはならないと考えます。令和8年度予算においても町は「こどもまんなか」を標榜、フリースクール等利用料補助を含む様々な政策を提案していますが、耳障りがいいだけでなく、本当に子どもにとって必要なものは何かを考えていただきたいと考えます。そこで以下問います。

要旨1 「教育」と「認知症リスク」の2つのキーワードで検索し、ヒットした研究報告等から、両者の因果関係について研究結果が報告されていることを承知しているか。

要旨2 フリースクールを利用する児童生徒にとって一時的な居心地だけではなく、将来の認知症リスクを低減させることが本当の意味で児童生徒のためと考えるがいかがか。

要旨3 フリースクールを利用する児童生徒のために学校と同程度の教育機会の場を設けるべきと考えるが。

要旨4 フリースクールを利用する児童生徒の保護者に対し教育と認知症リスクの因果関係について周知すべきと考えるがいかがか。

**役場新庁舎建設に際しては慎重な安全対策を**  
(放映件名：役場新庁舎建設に際しては慎重な安全対策を)

災害対策拠点となる役場新庁舎を、洪水浸水想定区域に隣接し、土砂災害警戒区域に被り、土砂災害特別警戒区域に隣接する場所に建設する計画は非合理的であるとして反対の立場をとってまいりました。この考えにいささかの変化もございませんし、今後も反対の対場を貫いてまいりますが、建設が実施される暁にはそうした中におきましても、利用者の安心安全を第一に計画を進めていただきたいと思います。そこで以下問います。

要旨1 建設に際しては、利用者の安心安全に鑑み、関連法規の順守はもちろんのこと、仮に将来、法律が改正され、既存不適格の状況となった場合、放置するようなことのないよう、最大限の配慮をすることを約束できるか。

自転車交通ルールの厳罰化に伴う町民保護と安全対策の強化について  
(放映件名：自転車交通ルールの厳罰化に伴う町の対応は)

令和8年度より、自転車の交通違反に対する「行政罰（青切符）」制度が導入され、16歳以上の運転者による信号無視やスマホ使用、逆走（右側通行）などが反則金の対象となります。当町においても、二宮駅北口周辺の通学路や国道1号二宮交差点等の主要幹線道路において、自転車利用者の安全確保と新ルールへの対応が急務です。本質問では、町民が不意に罰則を受けることがないように、また事故を未然に防ぐために、町が実施すべき「実効性のある教育・周知」および「国・県の補助金を活用した財源確保」について、見解をお聞かせください。

1. 町民の生活を守るための周知・広報戦略について

- ・ながらスマホ、イヤホン着用、雨天時の傘差し、幼児の「抱っこ」同乗など、町内の日常で見られる違反実態把握や、施行前の実効性のある周知について。
- ・国・県の補助金を活用した「二宮町自転車安全ルールガイド」の全戸配布や、大磯警察署と連携した駅周辺、商店街での街頭指導の強化について。
- ・駐輪場内での啓発看板の設置など、公共施設を活用した注意喚起の強化について。

2. 次世代と高齢者への実践的な交通教育について

- ・16歳から青切符の対象となる中学3年生に対する「法制度改正に特化した卒業前特別授業」の実施について。
- ・免許返納後の高齢利用者に対する「一時停止」や「逆走防止」に重点を置いた巡回講習の実施について。

3. 違反を未然に防ぐ道路環境の整備について

- ・出会い頭の事故を防ぐため、町道における「止まれ」等の路面表示の再塗装、および自転車ナビラインの延伸・視認性向上などについて。

4. 部局横断的な推進体制と財源確保について

- ・交通安全対策特別交付金等の外部財源の確保や、近隣自治体（大磯・中井）との広域連携による啓発資材の共同制作など、コストを抑えつつ効果を最大化する戦略について。

6

浜井 直彦  
議員

二宮町子どもたちの権利は守られているのか  
(放映件名：二宮町子どもたちの権利は守られているのか)

町長は、令和7年を子ども元年として、子どもまん中施策を講じていくとお話されたが、子どもたちの権利を守った子どもをまん中にした施策が講じられているのか。私が一昨年9月、令和6年第3回議会定例会の一般質問で小・中学生の子どもたちから聞いた意見を何点か述べ質問させていただいた。その子どもたちの意見は令和7年の町事業に何も反映されていない。それで、子どもをまん中にした施策を講じてきたと言えるのだろうか。二宮町では湘南・県西初の子ども権利条例を制定するということだが、日本で最初に子ども権利条例を制定した川崎市では、1998年9月から2001年4月1日に施行する迄、2年3カ月余りをかけ200回以上も学校を回り、児童生徒や教職員の意見を聞き、延10万人による市民会議を何回も開催した上で、子どもたちから大人まで多くの市民が納得できる8章41条にわたる条例を制定し、子どもの権利担当部署を新設して施行している。町では、小学生から大学生まで公募に応募した16名の子どもたちによる子ども会議を昨年12月から本年5月までに4回開催し、子どもたちの意見を聞くということだった。子ども会議を開催することも重要だが、令和7年5月1日現在で町には小学生が1,127名、中学生が573名。高校生や未就学児も含めると3,300人余りの子どもたちがいる。わずか16名の子どもたちによる会議を4回開催するだけで多くの子どもたちや町民の意見を集約し、町に根ざした誰もが納得する条例を策定することができるのか。また、町では、学校にいけない、行きたくない要するに不登校の児童生徒が増えている現状において誰もが行きたくなく一人も取り残さないと謳っている学校教育に対し、現状の施策、将来的にどうしていくのかうかがいたい。そこで次の要旨について質問する。

1. 子どもの権利条例制定に向けて、どのような目的、プロセスのもと、どのような内容の条例を制定していくのか。
2. 誰もが行きたくなく一人も取り残さない子どもの権利を守った学校教育に対し、どのような施策を講じているのか。また、将来的に中学校の部活動、施設一体型小中一貫教育校の設置等様々な案件に対しどのように対応していくのか。

7

前田 憲一郎  
議員